３－３　所得種類別課税状況

(1)　利子所得等の課税状況

区分		課税分 支払金額	課税分 源泉徴収税額	非課税分 障害者等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額	非課税分 その他の非課税分支払金額	合計 支払金額	合計 源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公債		4,610,693	691,604	107,147	57,944,122	62,661,962	691,604
社債		5,927,033	889,055	56,175	2,376,138	8,359,346	889,055
預貯金	郵便貯金	－	－	－	－	－	－
	銀行預金	186,663,746	27,999,562	5,617,082	18,694,934	210,975,762	27,999,562
	銀行以外の金融機関の預金	91,794,753	13,769,213	3,374,622	47,739,766	142,909,141	13,769,213
	勤務先預金	13,020,526	1,953,079	18,371	－	13,038,897	1,953,079
合同運用信託の収益の分配		1,482,373	222,356	66,875	35,738	1,584,986	222,356
公社債投資信託の収益の分配等		228,193	34,229	－	508	228,701	34,229
小計		**303,727,317**	**45,559,098**	**9,240,272**	**126,791,206**	**439,758,795**	**45,559,098**
定期積金の給付補てん金等		3,186,253	477,938	－	64,561	3,250,814	477,938
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益		3,926,871	737,104	177	－	3,927,048	737,104
割引債の償還差益		－	－	－	－	－	－
計		**310,840,441**	**46,774,140**	**9,240,449**	**126,855,767**	**446,936,657**	**46,774,140**

調査対象等：平成20年２月から平成21年１月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2)　配当所得の課税状況

区　分	一般課税分		非課税分	特例税率適用分		合計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息	263,069,968	52,219,730	18,964,788	51,890,973	3,734,289	333,925,729	55,954,019
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	906	135	－	71,393	4,971	72,299	5,106
計	**263,070,874**	**52,219,865**	**18,964,788**	**51,962,366**	**3,739,260**	**333,998,028**	**55,959,126**

調査対象等：平成20年２月から平成21年１月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3)　特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区　　　　　　　分	源泉徴収選択口座内調整所得金額等	源泉徴収税額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡所得等	53,314,090	3,636,783

調査対象等：平成20年２月から平成21年１月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4)　給与所得及び退職所得の課税状況

区分		官公庁 支払金額	官公庁 源泉徴収税額	その他 支払金額	その他 源泉徴収税額	合計 支払金額	合計 源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
給与所得	俸給・給料・賞与	3,389,604,369	137,530,377	20,611,084,841	717,646,728	24,000,689,210	855,177,105
給与所得	日雇労働者の賃金	7,883,545	245,807	186,186,901	3,318,574	194,070,446	3,564,381
給与所得	**計**	**3,397,487,914**	**137,776,184**	**20,797,271,742**	**720,965,302**	**24,194,759,656**	**858,741,485**
退職所得		340,207,811	4,888,700	435,625,309	13,973,712	775,833,120	18,862,412
災害減免法により徴収猶予したもの		―	―	―	1,054	―	1,054

調査対象等：給与等の支払者から平成21年４月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成20年２月から平成21年１月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：１　**法定調書**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年１月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

２　**徴収猶予**とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5)　報酬・料金等所得の課税状況

区分		支払金額	源泉徴収税額
		千円	千円
法第204条該当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	34,395,716	4,071,950
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	166,086,290	22,408,550
	診療報酬	211,566,557	18,180,686
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	107,669,219	6,529,633
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料金	6,507,437	661,151
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	24,096,749	1,534,680
	契約金・賞金	2,629,704	238,042
	小計	**552,951,672**	**53,624,692**
法第203条の2該当（公的年金等）		70,817,628	527,873
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		58,671,925	821,056
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		142,680	7,306
計		**682,583,905**	**54,980,927**
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成21年４月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成20年２月から平成21年１月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6)　非居住者等所得の課税状況

区　　分	支払金額			源泉徴収税額
	課税分	非課税又は免税分	総額	
	千円	千円	千円	千円
公社債・預貯金の利子等	396,481	−	396,481	37,933
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	27,578,008	−	27,578,008	2,183,365
匿名組合契約に基づく収益の分配	21,280	−	21,280	4,256
給与・賞与等	4,201,230	2,856,780	7,058,010	840,246
退職手当等	192,010	29,943	221,953	38,402
人的役務の報酬	56,335	7,448	63,783	11,267
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	8,833,650	7,937,725	16,771,375	1,766,730
著作権の使用料又はその譲渡による対価	841,650	711,454	1,553,104	168,330
貸付金の利子	1,598,980	1,320,702	2,919,682	319,796
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	814,435	319,922	1,134,357	162,887
機械等の使用料	−	−	−	−
土地等の譲渡による対価	491,010	−	491,010	49,101
人的役務提供事業の対価	4,637,480	1,064,357	5,701,837	927,496
生命保険契約等に基づく年金	−	−	−	−
賞金	5,795	−	5,795	859
合　　計	**49,668,344**	**14,248,331**	**63,916,675**	**6,510,668**

調査対象等：平成21年４月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定調書の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」及び平成20年２月から平成21年１月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。